資料編

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 三田市特定空家等認定基準
- 3 三田市空家等対策協議会

1

空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年法律第百二十七号

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

- 第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。(定義)
- 第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪 影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家 等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努める ものとする。

(基本指針)

- 第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、

あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

- 第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、 基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」とい う。)を定めることができる。
- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等 に関する対策に関する基本的な方針
 - 二計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第 二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項 の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、 情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための 協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の 議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長 が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 (都道府県による援助)
- 第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関し この法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技 術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならな い。

(立入調査等)

- 第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等 を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行う ことができる。
- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもの のうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利 用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関 するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行の ために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、 関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な 情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う

者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家 等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の 猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るため に必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る 措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相 当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を 命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先 及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理 人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に 対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の 措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わ なければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負

担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土 交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。 この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げ てはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章 (第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策 の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する 補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の 過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下 の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討)
- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

三田市特定空家等認定基準

令和5年4月 三 田 市

1. 趣旨

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズなどの変化等に伴い、空家等が年々増加しており、適切に管理されない空家等が、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等により地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合がある。

本市においては、空家等は所有者等が自らの責任により適切に管理すべきであることを前提としているが、空家等のなかでも、特に適切な管理がされずに周辺の生活環境に著しい影響を及ぼしている空家等に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)第2条第2項に規定する「特定空家等」に認定し、必要な措置を講じていくために、本ガイドラインを策定する。

本ガイドラインは、「特定空家等」を認定するために、【「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)※出典:国土交通省】を参考に作成したものである。

2. 基本的な考え方(対応方針)

空家等の管理については、所有者又は管理者(以下所有者等)にその責務がある(空家法第3条)。 そのため、市では適切な管理がされていない空家等については、所有者等を把握したのち空家法第12条に基づき、情報提供や助言を行い、適切な管理による改善を促してきたが、なかには改善が図られない空家等も見受けられる。

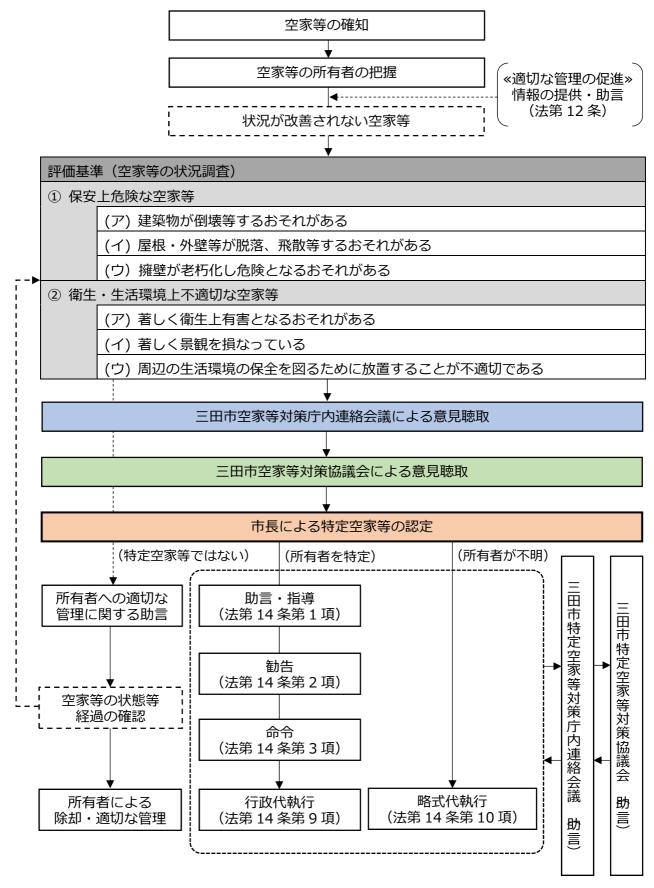
そのため、本ガイドラインに基づき「特定空家等」と認定した空家等については、空家法第14条に基づき、助言又は指導、勧告といった改善に向けた働きかけを段階的に行っていき、それでも改善が図られない特定空家等で「特に必要がある」と認める場合には、同条に基づく命令、行政代執行による是正措置を行っていく。なお、同条に基づく行政指導や是正措置については、所有者等の財産権の制約を伴う行為が含まれていることから、慎重に手続きを進めていくこととする。

3. 特定空家等とする空家等の状態

空家等が以下のいずれかの状態であり、かつ、周辺の建築物や通行人に対し悪影響をもたらすお それがある場合は、当該空家等を特定空家等として認定する。

	空家等の区分	空家等の状態(空家法の定義)	ページ	
	/P.安上在除+>充宏等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険と	D2 E	
(1)	保安上危険な空家等 	なるおそれのある状態	P3∼5	
		そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるお		
		それのある状態		
(a)	2	適切な管理が行われていないことにより著しく	D.C	
(2)		景観を損なっている状態	P6	
		その他周辺の生活環境の保全を図るために放置		
		することが不適切である状態		

4. 特定空家等に関する事務フロー



※ 所有者不明の場合、上記フローとは別に「不在者財産管理人制度」や「相続財産管理人制度」を状況に応じて活用することとする。

5. 特定空家等の認定

① 保安上危険な空家等

以下の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する場合は、「保安上危険な空家等」と判定する。

(ア) 建築物が倒壊等するおそれがある

建築物が、次の(1)、(2)いずれにも該当する場合、「建築物が倒壊等するおそれがある」とする。

- (1)下記の判定表に基づき、不良度測定を行い、評点の合計が100以上となるもの(以下「不良住宅」という。)
- (2) 倒壊した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの(詳細は P5 「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるもの」の表を参照)

(判定表)

評定区分	評定項目	評定内容	配点	評点
 構造一般の	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	1 0	
	基 促	構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	2 0	
程度	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5	
		柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破 損しているもの等、小規模な修理を要するもの	2 5	
	基礎、土台、柱又ははり	基礎に不同沈下のあるもの、柱の著しい傾斜、はりの 腐朽、又は破損、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損 している等、大規模な修理を要するもの	5 0	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく、崩壊の危険のあるもの	100	
構造の腐朽 又は破損の		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が 露出しているもの	1 5	
程度	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生 じているもの	2 5	
		屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もり のあるもの	1 5	
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、た る木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	2 5	
		屋根が著しく変形したもの	5 0	
防火上又は	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0	
避難上の構	71至	延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	2 0	
造の程度	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0	
排水設備	雨水	雨どいがないもの	1 0	

- 注1: この「判定表」は、国土交通省の示す「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」の 考え方を準用したもので、「木造」について示したものである。それ以外の構造においては、そ の都度、個別に判定を行うものとする。
- 注 2 : ひとつの評定項目につき該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての 評点は当該評定内容に応ずる各配点のうち最も高い配点とする。

(イ) 屋根・外壁等が脱落、飛散等するおそれがある

屋根・外壁等が、次の(1)、(2)いずれにも該当する場合、「屋根・外壁等が脱落、飛散等するおそれがある」とする。ただし、門又は塀については(1)のみとする。なお、調査は目視により実施する。

- (1) 以下に掲げる状態であるもの
- (2)屋根・外壁等が落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの(詳細は P5 「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるもの」の表を参照)

評価項目	状 態		
屋根ぶき材、ひさし又は軒	屋根ぶき材等が脱落しそうな状態		
外壁	外壁が脱落しそうな状態		
	支持部分の接合状態について、支持金物又は支線が腐食し、破断、遊		
看板、給湯設備、屋上水槽等	離している状態		
	看板の仕上材料が剥離、破損し落下の危険性がある状態		
屋外階段又はバルコニー	傾斜が見られ、脱落の危険がある状態		
産外階段又はハリレコニー	部材の腐食、破損があり、脱落の危険がある状態		
	崩落の危険があるほど傾斜している状態		
門又は塀	崩落の危険があるほどひび割れ、亀裂、変形若しくは破損している状		
	態		

(ウ) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある

擁壁が以下に掲げる状態に該当する場合、「擁壁が老朽化し危険となるおそれがある」とする。

評価項目	状 態
動地の完合性	擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程
敷地の安全性	度等により安全性が損なわれている状態

- ※ 擁壁の状況については、国土交通省の示す「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」を参考にし、 水抜き穴の詰まり、水のしみ出し、ひび割れ、傾斜、ふくらみ等で判断する。
- ※ 危険と思われる擁壁であっても、その擁壁と空家等の離隔距離の確保や擁壁が面している土地が 山林や利用状況の低い道路など、周辺の土地利用状況などを考慮して判断するものとする。

<周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるもの>

隣地境界線、道路境界線から 45 度の斜線に空家等が干渉する場合、倒壊が発生した場合に被害が及ぶと判定する。

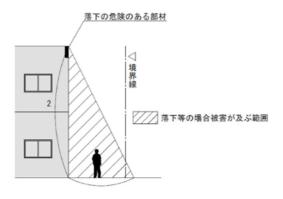
倒壊した場合、周辺に被害が及ぶと 想定されるもの



- ※ 空家等のいずれかの部分が、その高さと同じ距離だけ水平方向に倒壊する ものと想定し、隣地等に被害を及ぼすものと判定する。
- ※ 隣地等との間に高低差がある場合は、高低差も考慮し判定する。

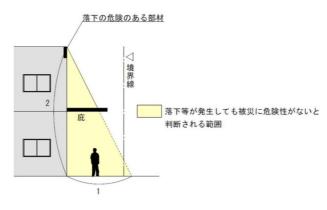
落下等の危険性のある部材の高さの概ね1/2の水平面内に隣地や前面道路 が干渉する場合、落下等の場合に被害が及ぶと判定する。

※ 建築基準法第 12 条に基づく定期報告における「落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」を準用し判定する。



落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの

※ 下屋、庇、ベランダ等により、落下等が発生した場合でも、以下の図のとおり、影響角が完全に遮られ、被災の危険がないと判断される部分は除外する。



※ この図は、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるものの考え方のひとつ として参考に示すものであり、その他の方法による範囲予測を妨げるものではない。空家等の状況 に応じた最適な危険範囲の予測方法を選択すること。

② 衛生・生活環境上不適切な空家等

以下(ア)から(工)の各項目のいずれかの状態に該当する場合は、「衛生・生活環境上不適切である空家等」と判定する。

(ア) 著しく衛生上有害となるおそれがある

吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である

浄化槽等の放置、破損等により汚物が流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を 及ぼしている

状態 │ 排水等の流出による臭気が発生している

ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等の発生があり、地域住民の日常生 活に支障を及ぼしている

(イ) 著しく景観を損なっている

屋根、外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている

多数の窓ガラスが割れたまま放置されている

状態 │ 看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている

立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している

敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている

(ウ) 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である

立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、周辺の道路や敷地等に枝等が大量に散らばっている 立木の枝等が周辺の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を大きく妨げている

空家等に住みついた動物等が原因で、動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日 常生活に支障を及ぼしている

空家等に住みついた動物等が原因で、動物のふん尿その他の汚物の放置により悪臭が発生している

空家等に住みついた動物等が原因で、敷地外に動物の毛又は羽毛が飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている

状態 空き家等に住みついた動物等が原因で多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の 生活に支障を及ぼしている

住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある

シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある

門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に進入できる状態で放置されている

周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が流出している

(エ)その他

(ア)から(ウ)の他著しく衛生上有害となるおそれがある、著しく景観を損なっている、も しくは周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

(状態の説明:

- ※ 衛生・生活環境上不適切な空家等の判定にあたっては、空家等の状態だけで判断するのではなく、 周辺の土地利用の状況などから生活環境への影響の程度等を十分に考慮し判定するものとする。
- ※ 原則、判定は現地による目視によって行うこととするが、不明な場合は必要に応じて周辺住民等への聞き取りなどの対応を行うこととする。

6. 特定空家等調査票

特定空家等の認定に係る調査は、立入調査を実施し空家等の現状を詳細に把握し判定する。立入調査は、次の「特定空家等調査票」を用いて実施する。

《 様 式 »

- 総括表
- ・ 基本情報シート
- 図面
- ・ 評価シート
 - ① 保安上危険な空家等
 - ② 衛生・生活環境上不適切な空家等

総括表

<特定空家等調査票>

調査年月日					
	調査員				
	所在地				
	判定		□ 特定空家等に認定		圣過観察(見送り)
(具体的な判定の理由を記載) 判定の理由					
*	特定空家等に	認定と	するには、以下の①、②のいずれかに	該当した場合	である。
1	保安上危険な	空家等	□ ⇒ □該当 □該当なし		
	(ア) 建築物	が倒壊	等するおそれがある		□両方に該当
	(1) 不良住宅(評点区分ごとに合計した評点の合計 100 以上)				□ (1) に該当 □ (2) に該当
	(2) 倒均	裏したり	場合、周辺に被害が及ぶと想定される		□両方ともに該当なし
	(イ) 屋根・	外壁等	が脱落、飛散等するおそれがある		□両方に該当
	(1) 評値	西項目の	のいずれかの状態		□ (1) に該当 □ (2) に該当
	(2) 落一	□両方ともに該当なし			
	(ウ) 擁壁が	判断)	□該当 □該当なし		
2	衛生・生活環	境上不	適切な空家等 ⇒ □該当 □該当な	b	
	(ア) 著しく	衛生上	有害となるおそれがある		
	(イ) 著しく	景観を	損なっている		□ (ア) に該当□ (イ) に該当
	(ウ) 周辺の	□(ウ)に該当			

- 注1: ①保安上危険な空家等に該当するのは、(ア)(イ)のいずれかで両方に該当した場合、(ウ)で該当した場合である。ただし、(イ)屋根・外壁等が脱落、飛散等するおそれがある場合のうち、門又は塀については、(1)に該当した場合が①保安上危険な空家等に該当することとする。
- 注2:②衛生・生活環境上不適切な空家等に該当するのは、(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当した場合である。

基本情報シート

建築物					
主要月	田诠	□住宅	□長屋 □共同住宅 □併用住宅(併用用途:)	
工安/	一	□店舗	□事務所 □倉庫 □その他()	
構造	造	□木造	□S 造 □RC 造 □その他 ()	
階	数	□1階	□2階 □3階 □その他(階)		
倒壊に	よる	隣地・道	道路境界からの最短距離 距離 (m)		
影響	響	倒壊した	こ場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無		
屋根・タ	卜壁等				
屋根ぶき材、		_	隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)	□ 4	
ひさし	又は軒	□有	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無	□無	
<i>t</i> -√ F	□並	_ _	隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)		
外望	壁	□有 	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無	□無	
= 1	L		隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)		
看相	仅	□有 	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの 口有 口無	□無	
/A >==	=n./++		隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)		
給湯	設備	□有 	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無	□無	
		_	隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)	_	
屋上	水槽	□□有	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無	□無	
	-LL		隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)		
屋外區	省段	□有 	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無	□無	
			隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)		
バルコ]	□有 	落下した場合、周辺に被害が及ぶと想定されるもの □有 □無		
門又(は塀	□有		□無	
——— その	 `∕#1		 隣地・道路境界からの最短距離 距離 (m)		
(ار قار	□有 □ □ □ □ □ □ □ □ □			
 隣接地	,		治10元物は、同点に版音が及ぶこぶ足される000 日内 日無		
P94192 * C	3車	 築物)	
北		※ 物 物以外	□ 肚車場 □ 山林、田畑 □ 公園・広場 □ その他 (<u> </u>	
40		道路	□通学路□幹線道路		
		空中 築物	□ 位子品 □ □ + 1/1/3/2)	
東		· ···································	□ 駐車場 □山林、田畑 □公園・広場 □ その他()	
*		道路	□通学路□幹線道路		
		^{皇四} 築物	□ 虚子品 □ □ + +)	
南		物以外	□ 計画 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □)	
I+J		<u>100以711</u> 道路	□通学路□幹線道路		
		<u> </u> 築物		١	
)	
西		物以外	□駐車場□山林、田畑□公園・広場□その他(□スス学界□なり送路)	
	į	道路	□通学路 □幹線道路		

<付近見取図>	

<立面図	(境界と対象的	空家等の位置図)	>	※隣地・	道路境界から最短距離がわかる立	面図
 	(倍男と层根)	、外辟等の位置図	a) >	。 ※ 巻	型・道路境界から最短距離がわかる	公市図
(五田四	(が)「と注意	71主分の位置に	4//	<i>─</i>		/ 工 阿四

評価シート

① 保安上危険な空家等										
	(ア) 建築物が倒壊等するおそれがある									
	不良住宅	(評点の合	□該当あり	□該当なし						
	評定区分	評定項目	評定内容	配点	評点					
	構造一般の程度		構造耐力上主要な部分である基礎が玉石 であるもの	1 0						
		基礎 	構造耐力上主要な部分である基礎がない もの	2 0						
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5						
			柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽 し、又は破損しているもの等小修理を要す るもの	2 5						
評価基準	構造の腐 朽又は破 損	基礎、土台、柱又ははり	基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	5 0						
空家			基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は 変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100						
の状態調査)			外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	1 5						
道		損	外壁	外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損に より、著しく下地が露出しているもの又は 壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5					
			屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあ り、雨もりのあるもの	1 5						
							屋根	屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒 の裏板、たる木が腐朽したもの又は軒のた れ下がったもの	2 5	
			屋根が著しく変形したもの	5 0						
	防火上又		延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0						
	は避難上の構造の	外壁	延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以 上あるもの	2 0						
	程度	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0						
	排水設備	雨水	雨どいがないもの	1 0						
				合計						

	(イ) 屋根・外	壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	※ 調査は	目視で実施
	下記の評価項	目のいずれかに状態	□該当あり	□該当なし
	屋根ぶき材、	□屋根ぶき材等が、脱落しそうな状態		
	ひさし又は軒			
	外壁	□外壁が脱落しそうな状態		
	看板、給湯設	□支持部分の接合状態について、支持金物又は支統の	泉が腐食し、破	断、遊離して
	備、屋上水槽	いる状態		
	等	□看板の仕上材料が剥離、破損し落下の危険性が	ある状態	
	屋外階段又は	□傾斜が見られ、脱落の危険がある状態		
評	バルコニー	□部材の腐食、破損があり、脱落の危険がある状	態	
価基	門又は塀	□崩落の危険があるほど傾斜している状態		
準	1 1 × 10 1/11	□崩落の危険があるほどひび割れ、亀裂、変形若	しくは破損して	いる状態
空家	(ウ) 擁壁が老	朽化し危険となるおそれがある。(総合的に判断)	□該当あり	□該当なし
		□擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに	老朽化による	変状の程度等
態		により安全性が損なわれている状態		
の状態調査				
)		<擁壁の状況>		
		(□水抜き穴の詰まり □水のしみ出し □1	非水不備 □ひ	び割れ
		□目地の開き □傾斜・折損 □出隅部の	開き □ふくら	5み
	敷地の安全性	□その他(
		<敷地の状況>		_
		│ □法面が崩壊している □必要な箇所に擁	壁がない	
		□□地盤の不同沈下や液状化により建築物がり	也盤から浮いて	いる
		□地盤の土砂が流出してしまい、建築物が	不安定になって	いる

注1: この「判定表」は、国土交通省の示す「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」の 考え方を準用したもので、「木造」について示したものである。それ以外の構造においては、そ の都度個別に判定を行うものとする。

注 2 : 一の評定項目につき該当評定内容が複数ある場合においては、当該評定項目についての評点 は当該評定内容に応ずる各配点のうち最も高い配点とする。

2 1	新生・生活	環境上不適切な空家等	
	下記の記	平価項目のいずれかの状態	□該当あり □該当なし
	(ア) ネ	替しく衛生上有害となるおそれがある	
	□吹付に	け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である	
	□浄化村	曹等の放置、破損等により汚物が流出、臭気の発生があり、均	地域住民の日常生活に支障
	を及ぼ	じている	
	□排水領	等の流出による臭気が発生している	
	□ごみ等	等の放置、不法投棄による臭気が発生し、地域住民の日常生活	舌に支障を及ぼしている
		等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等の発生 	Eがあり、地域住民の日常
		で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
		著しく景観を損なっている	
		外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまる	ま放置されている
		D窓ガラスが割れたまま放置されている	
		が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損した	こまま放置されている
	□立木等	等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している 	
	□敷地区	りにごみ等が散乱、山積したまま放置されている	
	(ウ)原	周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切で な	5 3
評	□立木の	D腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、周辺の道路や敷地等に枝等だ	が大量に散らばっている
価基準	□立木の	D枝等が周辺の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を大きく如	がている
		等に住みついた動物等が原因で、動物の鳴き声その他の音が ************************************	頻繁に発生し、地域住民の
空家		活に支障を及ぼしている	
の状		等に住みついた動物等が原因で、動物のふん尿その他の汚物の	の放置により悪臭が発生し
態調査	ている		
査		等に住みついた動物等が原因で、敷地外に動物の毛又は羽毛だ ・ 表際をみばしている	が飛取し、地域住民の日常
		支障を及ぼしている 家にはふついた動物等が原因で名称のわずる。はる。蚊・6	
		家等に住みついた動物等が原因で多数のねずみ、はえ、蚊、0 そにも際をひばしている。	りか寺が発生し、地域住氏
	_	に支障を及ぼしている Oいた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境	きに亜契郷もひばすかえか
	□住の:		見に忠於音を又はりのて化
		・ アリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活球	 環境に悪影響を及ぼすおそ
	れがあ		
	□門扉が		容易に進入できる状態で放
	 置され	れている	
	□周辺の	D道路、家屋の敷地等に土砂等が流出している	
	(工) そ	その他	
	□そのイ		っている、もしくは周辺の
	生活環	環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。	
	(状態の	D説明:)
		上記、該当項目の具体的な状況を記載	
	備考		
	#115 J		

3 三田市空家等対策協議会

(1) 三田市空家等対策協議会条例

平成 28 年 9 月 15 日 条例第 40 号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、三田市空家等対策協議会(以下「協議会」という。) を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 空家等対策計画(法第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画をいう。次号において 同じ。)の作成及び変更に関すること。
 - (2) 空家等対策計画の実施状況に関すること。
 - (3) その他空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。)に関する施策の実施に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。
- 2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 地域団体を代表する者
 - (3) 市民
 - (4) 関係行政機関の職員
- 3 市長は、委員が欠けたときは、その都度、補欠の委員を委嘱しなければならない。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第7条 協議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、 意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、空家等対策担当課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後及び任期満了後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

(2) 委員名簿

(令和5年3月時点)

番号	区分	氏名	団体名等
1	学識経験者	角野 幸博	関西学院大学 建築学部 学部長
2	学識経験者	水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部 准教授
3	学識経験者	藤原 唯人	兵庫県弁護士会
4	地域団体	小谷 俊仁	一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 三田・丹波支部副支部長
5	地域団体	中田 文雄	公益社団法人兵庫県建築士会 三田支部長
6	地域団体	笹倉 延理	三田市区・自治会連合会 常任理事
7	市民	西岡 陽子	
8	市民	森本 登志子	
9	関係行政機関	伊藤 晃彦	兵庫県阪神北県民局(まちづくり参事)
1 0	関係行政機関	森哲男	三田市長

(敬称略、順不同)

(3) 策定経過

令和 4 年度第 1 回三田市空家等対策協議会

・ 日 時 : 令和4年7月25日 午後2時~

・ 場 所 : 三田市役所 本庁舎 302 会議室A

議事: (1) 三田市空家等対策計画(現行)の内容について

(2) これまでの空家対策に関する取り組みの報告について

(3) 三田市空家等対策計画の改定の方向性について

令和 4 年度第 2 回三田市空家等対策協議会

・ 日 時 : 令和4年11月14日 午前10時30分~

場所: 三田市役所 2号庁舎 2301会議室

議事: (1)空き家実態調査の中間報告について

(2) 特定空家等認定基準(案) について

第3回三田市空家等対策協議会

・ 日 時 : 令和4年12月16日 午前10時30分~

場所: 三田市役所 南分館 6 階 601 会議室

議事: (1)空き家実態調査アンケート結果の報告について

(2) 三田市空家等対策計画の改定素案について

第4回三田市空家等対策協議会

・ 日 時 : 令和5年1月24日 午前10時~

場所: 三田市役所 南分館 6 階 601 会議室

議事: (1) 三田市空家等対策計画の改定案について(諮問・答申)

パブリックコメントの実施

・ 期 間 : 令和5年2月13日から3月14日まで